

広島県告示第二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を北広島町役場の掲示場に掲示した。

平成二十年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者の氏名

所 在 場 所	所有者の氏名
山県郡北広島町橋山字苜尾三の五、三の六一から三の六三まで	竹下寒三
山県郡北広島町草安字東草山四八の九、五〇の九	梅本育男
山県郡北広島町草安字東草山四八の一三、五〇の二一	吉田富美子
山県郡北広島町草安字東草山四八の一八	山本渡
山県郡北広島町草安字東草山四八の二九、五〇の三四	長岡ミサ子
山県郡北広島町草安字東草山五〇の一六	村竹亥三男
山県郡北広島町奥原字地獄谷山一二二の七	河野由久夫
山県郡北広島町奥原字地獄谷山一二二の八	河野諭三
山県郡北広島町奥原字地獄谷山一二五の二、一二六の三	安達富子

二 指定の目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について